

議事日程(第3号)

令和2年9月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 認定第1号 令和元年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第2 議案第71号 令和元年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第3 認定第2号 令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第4 認定第3号 令和元年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第5 認定第4号 令和元年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第6 認定第5号 令和元年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第6号 令和元年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第7号 令和元年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第8号 令和元年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第9号 令和元年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第10号 令和元年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第12 議案第72号 高鍋町債権管理条例の一部改正について
- 日程第13 議案第73号 高鍋町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第14 議案第74号 高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第75号 高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第76号 高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第77号 高鍋町空家等対策の推進に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第78号 令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第19 議案第79号 令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第80号 令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第81号 令和2年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)

- 日程第22 議案第82号 令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 追加1 日程第1 議案第83号 専決処分の承認を求めることについて（専決第26号）
[和解について]
- 追加1 日程第2 議案第84号 高鍋町総合体育館大規模改修事業（建築改修工事）請負契約について
- 追加1 日程第3 議案第85号 高鍋町総合体育館大規模改修事業（機械設備改修工事）請負契約について
- 追加1 日程第4 議案第86号 高鍋町総合体育館大規模改修事業（電気設備改修工事）請負契約について
- 追加1 日程第5 発議第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 日程第23 議員派遣の件
- 日程第24 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第25 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第26 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 令和元年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第2 議案第71号 令和元年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第3 認定第2号 令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第4 認定第3号 令和元年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第5 認定第4号 令和元年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第6 認定第5号 令和元年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第6号 令和元年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第7号 令和元年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第8号 令和元年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第9号 令和元年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第10号 令和元年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第12 議案第72号 高鍋町債権管理条例の一部改正について
- 日程第13 議案第73号 高鍋町手数料徴収条例の一部改正について

- 日程第14 議案第74号 高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第75号 高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第76号 高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第77号 高鍋町空家等対策の推進に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第78号 令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第19 議案第79号 令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第80号 令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第81号 令和2年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第82号 令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 追加1 日程第1 議案第83号 専決処分の承認を求めることについて（専決第26号）
[和解について]
- 追加1 日程第2 議案第84号 高鍋町総合体育館大規模改修事業（建築改修工事）請負契約について
- 追加1 日程第3 議案第85号 高鍋町総合体育館大規模改修事業（機械設備改修工事）請負契約について
- 追加1 日程第4 議案第86号 高鍋町総合体育館大規模改修事業（電気設備改修工事）請負契約について
- 追加1 日程第5 発議第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 日程第23 議員派遣の件
- 日程第24 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第25 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第26 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（14名）

1 番 田中 義基君	2 番 永友 良和君
3 番 八代 輝幸君	5 番 松岡 信博君
6 番 後藤 正弘君	7 番 黒木 博行君
8 番 黒木 正建君	10番 古川 誠君
11番 中村 末子君	12番 春成 勇君
13番 日高 正則君	14番 杉尾 浩一君
15番 緒方 直樹君	16番 青木 善明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 稲井 義人君 事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 黒木 敏之君 副町長 …………… 島埜内 遵君
教育長 …………… 川上 浩君 代表監査委員 …………… 黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 …………… 野中 康弘君
財政経営課長 …………… 徳永 恵子君 建設管理課長 …………… 長友 和也君
農業政策課長 …………… 渡部 忠士君 農業委員会事務局長 …… 飯干 雄司君
地域政策課長 …………… 日高 茂利君
会計管理者兼会計課長 …………… 杉 英樹君
町民生活課長 …………… 鳥井 和昭君 健康保険課長 …………… 川野 和成君
福祉課長 …………… 中里 祐二君 税務課長 …………… 宮越 信義君
上下水道課長 …………… 吉田 聖彦君 教育総務課長 …………… 横山 英二君
社会教育課長 …………… 山下 美穂君

午前10時00分開議

○議長（青木 善明） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、永友良和議員。

○議会運営委員会委員長（永友 良和君） おはようございます。

令和2年第3回高鍋町議会定例会に提案されました案件は、議案第68号専決処分の承認を求めることについて（専決第24号）など、全部で29件でありました。それぞれの案件につきましては、各常任委員会及び特別委員会において審査を終え、本日の委員長報告を待つところでありますが、先日9月17日に、新たに4件の案件について、また、議員発議も1件提案がありましたので、9月17日、先日午前10時20分より第3会議室におきまして、議会運営委員会委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長及び関係課長の2名の3名、議会事務局より日程説明のため議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので、御報告いたします。

今回追加提案されました案件は、議案第83号専決処分の承認を求めることについて（専決第26号）〔和解について〕が1件、議案第84号高鍋町総合体育館大規模改修事業（建築改修工事）請負契約についてなど、請負契約が3件の全部で4件であります。執

行部より説明を受け、意見を求めましたが、意見は特になく、次に、議員発議として、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書1件が提案、その後、議会事務局より日程についての説明を受け、5件の案件を本日の日程に追加することで議員全員の意見の一致を見ましたので御報告いたします。

○議長（青木 善明） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、追加1の5件を提案し、日程第22の次に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、追加1を日程第22の次に追加し、議事を進めます。

日程第1. 認定第1号

○議長（青木 善明） 日程第1、認定第1号令和元年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。本件は、一般会計予算・決算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○一般会計予算・決算審査特別委員会委員長（緒方 直樹君） それでは、報告をいたします。

令和2年第3回高鍋町議会定例会において、一般会計予算・決算審査特別委員会に付託されました議案は、認定第1号令和元年度高鍋町一般会計歳入歳出決算の1件であります。

特別委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日程は9月11日から17日の5日間、審査は第1会議室にて行い、議長を除く13名の委員出席の下に、執行当局に関係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議を行いました。

なお、成果報告書及び説明資料等で詳細説明を受け、委員より質疑が数多くありましたが、その一部を報告することとし、その旨御了承、御理解をお願いしたいと思います。

初めに、教育総務課です。

主な成果は、東小学校校舎の2棟の空調改修工事、東西小給食室の空調工事、トイレ改修等の工事を行っております。一定の効果はあったものと認識しているが、学校関係施設は全体的に老朽化が進んでいるため、今後も有利な財源の確保に努めながら計画的に整備を行う必要があるとの説明。

また、そのほかに、本町の特徴的な取り組みとして、学校生活支援員、図書整理事務員、町独自の非常勤講師の配置などの説明を受け、質疑に入っております。

委員より、小中学校ともトイレ改修が多いが、今後も改修する予定はあるのかとの質疑に、現在、東中学校のトイレ改修をしており、来年度には西中学校のトイレ改修を行う予定であるとの答弁。

次に、委員より、ALTの成果はどの質疑に、以前は1名であったが、今は2名体制と

した。これにより東西区にそれぞれ1名を振り分けることができ、充実した対応を行うことができたとの答弁。

次に、遠距離通学の補助についての質疑に、補助は4キロメートル以上の通学に対し小学生はバスに対する補助金、中学生には自転車購入の補助をしている。なお、2キロメートル以上の学生は、自転車通学は可能であるが、補助対象となっていないとの答弁でありました。

なお、2キロ以上の学生にも補助すべきではとの意見は出ております。

次に、社会教育課です。

成果の主なものとして、生涯学習推進費では高齢者教室や家庭教育学級。これは団体の生涯学習推進に対するさらなる意識の高揚を図れたことや、成人教育の一環として、学級生の自主性を尊重しながら、家庭教育に対する学習機会を一定期間計画的かつ継続的に設けたとの説明。

そのほか、高鍋湿原管理運営事業、姉妹都市文化交流事業、高鍋町美術館開館20周年記念事業などの説明を受け、質疑に入っております。

委員より、神楽の後継者はとの質疑に、保存会が講習会を開き、育成をしている。なお、会員35名いるが、約半数が50代以下であるとの答弁。

次に、委員より、図書についての質疑に、町内企業の協力により雑誌を購入してもらい、取扱数が増えている。なお、購入してもらった雑誌のカバーに広告として企業名を記載しているとの答弁。

次に、委員より、体育館などの施設の利用状況の質疑に、新型コロナウイルスにより施設の閉鎖はあったが、利用状況的に変化はない。また、利用者から特段の要望もないとの答弁でありました。

議会事務局です。

成果としては、姉妹都市の朝倉、串間との交流や行政調査、6基地の要望表敬活動等の説明を受けております。

委員より、議会だよりの予算が少ないのではとの質疑に、広報誌は予算内で抑えるものではないと考えるので必要であれば増額補正するとの答弁でありました。

会計課です。

歳入では、県収入証紙売りさばき手数料の説明。歳出では、需用費の消耗品費や役務費の手数料についての説明を受けております。

財政経営課です。

令和元年度一般会計決算の概要は、成果報告を基に説明を受けております。歳入の主なもの、町税が町民税や固定資産税などの伸びにより0.9%増加、地方交付税では基準財政需要額が減少などの説明を受け、歳入全体に占める割合は自主財源が51.3%、前年度より5.4%の減。次に、歳出についても、その増減の詳細説明を受け、質疑に入っております。

委員より、配当割、地方消費税、株式譲渡等が減額している要因はとの質疑に、減額要因の把握はできていない。それぞれの経済活動で増減していると考えるとの答弁。

次に、委員より、再編関連交付金の増加は前倒しで増加したのかとの質疑に、定額及び実績に応じた交付金であり、前倒しで増加はしていないとの答弁。

次に、委員より、ふるさと納税システム手数料は何%かとの質疑に、寄附額の10%前後であるとの答弁。

そのほかにも委託業務解約加算金、不動産鑑定等の質疑もしております。

地域政策課です。

成果の主なものとして、地域資源付加価値向上事業。これは高鍋デザインプロジェクトまんぷくTAKANABE事業を公益財団法人日本デザイン振興会を受託事業所として実施した事業です。次に、移住定住促進事業。これは高鍋町への移住を検討している方に、お試し滞在住宅を提供し、生活体験をしていただく事業。

そのほか求人サイトみちはた運営事業、町内巡回バス運行事業等の説明を受け、質疑に入っております。

委員より、まちなかチャレンジショップの質疑に、商店街の空き店舗に入居した際に月3万円の補助、6社に支出しているとの答弁。なお、今年3月に見直しを行い、4月以降は新規の募集はしていないとの答弁です。

次に、委員より、お試しオフィス滞在に関する成果はとの質疑に、お試ししていた業者が、昨年7月、商店街に事務所を構えたとの答弁。

次に、委員より、まんぷくTAKANABEについて、成果欄に記載してあるものの決算額と比べ、ほとんど成果につながっていないのではないかと質疑に、新商品で23商品を開発、販路拡大、また6次産業化につながったと考えるので成果はあったとの答弁。

さらに、委員より、何をもって成果があったのか、本当に成果があったと思うのか、その成果をもってしても、この事業の費用対効果が全く合わないとの意見。今後、国から補助があっても、成果がないと判断できれば事業の中止も考えるべきとの意見がありました。

また、同事業に関連して日本デザイン振興会の企画運営方法や6次産業の推進の継続性についての質疑。日本デザイン振興会は商品開発のコンサルではないので、6次産業の推進はできなかったのではとの意見があるなど、この件に関し質疑が特に集中したところがありました。

次に、農業政策課です。

成果の主なものは、産地パワーアップ事業。これは荒茶の価格低迷や生産者の高齢化などにより町内の茶の生産基盤の弱体化が進む中、機械の導入、整備により生産性及び品質が向上し、産地力強化を図れた事業であります。次に、自衛防疫推進事業。これは年間を通して地域ぐるみでの防疫活動に取り組む事業であります。

そのほか環境保全型農業育成支援事業、多面的機能支払交付金事業などの説明を受け、質疑に入っております。

委員より、廃プラの処分変更の理由はとの質疑に、中国が廃プラの受入れをしなくなったことが変更理由との答弁。

次に、委員より、生分解マルチについての利用促進するべきではとの質疑に、補助率を引き上げるなどの方策を考えていきたいとの答弁。

次に、委員より、アユとウナギの稚魚の放流の成果はとの質疑に、水産資源を絶やさな
いこと、自然環境をよくしていくことが成果と考える。

さらに、委員より、目に見えての成果があるほうがよいと考えるがとの質疑に、現在、
漁業組合は漁礁場を造って稚魚を守っていく取り組みを考えているとの答弁。

そのほか農業基盤整備促進事業、農産物加工所運営、農業次世代人材投資事業などの質
疑もしております。

次に、農業委員会です。

農地法、農業経営基盤強化促進法に関する業務、農業者年金制度などの説明後、歳入歳
出の説明を受け、質疑に入っております。

委員より、利用意向調査結果の内容はとの質疑に、自分で耕作するという意見が多い。
また、そのほかに農地中間管理事業を利用希望もあったが、条件が悪い農地が多く、農地
中間管理事業を利用できるような農地がほとんどなかったとの答弁。

次に、農業委員と最適化推進委員の役割分担はとの質疑に、農業委員は議案を審議し、
委員会の決定を行うことを主とし、農地利用最適化推進委員は担当地域において農業等の
農地利用の最適化の推進活動を行うとの答弁。

委員より、農地基本台帳の整理はとの質疑に、毎年1回、固定資産税課税台帳と照合し、
毎月の総会における異動情報を随時入力しているため最新の情報であるとの答弁でありま
した。

税務課です。

町税全体の歳入は、法人町民税、固定資産税、軽自動車及びたばこ税が前年度比較し増、
また調定額が1.1%、収入済額も0.9%の増収であります。

次に、収納率は、滞納繰越額を含めた町税全体で96.43%となり、ここ数年は、ほ
ぼ横ばい状態で推移しているとの説明です。

成果としては、収納率の維持や早期財産調査を基に適切な滞納処分の執行または執行停
止を行ったことで、納税の意識がある程度高まったと判断しているとの説明を受け、質疑
に入っております。

委員より、賦課徴収の調査方法はとの質疑に、本人の預金、給与、年金、売掛金、生命
保険、不動産、車両などを書面または聞き取り等で調べる。また、立入り調査は立会人が
必要であることから、基本、本人または親族に立ち会ってもらうが、拒否された場合は税
務課職員以外の職員を立会人とするところがあるとの答弁。

次に、委員より、滞納に対して担当課が行うさらなる努力はとの質疑に、本人からの相
談や財産調査を行うが、滞納が増える前に早期に行動することが収納率の向上につながる

と考えるとの答弁でありました。

次に、町民生活課です。

主な業務内容、歳入歳出及びその成果の説明を受けております。なお、成果の主なものは、一般廃棄物処理事業。これは分別、収集した廃棄物を一部事務組合で処理することにより、処理経費の抑制を図り、循環型社会の形成を効率的に推進したとの説明。

そのほか戸籍住民基本台帳、環境衛生費等の説明を受け、質疑に入っております。

委員より、不法投棄の件数や場所はとの質疑に、報告のあったのは20件である。日常的にパトロールは行っており、小さなごみはその都度収集している。また、人目のつかない山林や斜面の下、車両が止められるスペースがある場所に不法投棄が多いとの答弁。

次に、委員より、個人番号カードの交付率はとの質疑に、今年4月は16.6%の交付率であったが、8月までに20.3%と増えているとの答弁。

次に、委員より、不快害虫の地区が増えているのではとの質疑に、生息範囲が広まり2地区増えたとの答弁でありました。

総務課、選挙管理委員会です。

成果の主なものとして、職員に対して職場におけるOJTを基本に、様々なOFF-JTに参加させた社員研修事業や年間を通して人権意識の啓発活動を行う中で、国や県、人権擁護委員と協力し人権について考える機会を提供した人権啓発事業、そのほか男女共同参画推進事業、交通安全対策の推進、消防資機材等整備事業等の説明を受け、質疑に入っております。

委員より、カーブミラーの補修は要望分のみかとの質疑に、予算の都合もあり、地区からの要請分のみである。なお、補修は老朽化が進んだものやミラーが映らなくなっているものがほとんどであったとの答弁。

次に、委員より、消費生活行政推進の啓発物品はどのように決定するのかとの質疑に、相談員の意見を参考に需要の高い品を購入するとの答弁です。

次に、委員より、災害時の保存食不足解消はどうするのかとの質疑に、備蓄食料に限りがあるので各家庭が備蓄するなどの意識を高める必要があるとの答弁。

次に、委員より、ドローンの運行に関し制約があるのかとの質疑に、免許資格は不要であるが、目視外、夜間、150メートル以上の飛行や空港近辺で利用する場合などには大阪空港局長の許認可が必要となる。

なお、高鍋町役場では、操縦実績があるのは12名との答弁でありました。

次に、上下水道課です。

合併処理浄化槽設置事業では、合併浄化槽の設置基数を増加させることで生活環境が改善され、河川などの公共用水域の水質保全ができた成果報告がありました。その後、歳入歳出の詳細説明を受けております。なお、浄化槽の設置は、新設で5人槽11基、6人から7人で2基、転換で5人槽24基、6人から7人槽で3基、8から10人槽で1基との報告を受けております。

委員より、合併浄化槽の大きさを決める基準はとの質疑に、基本的には住宅延べ面積が130平方メートル以下の場合は5人槽となり、130平方メートルを超える場合は7人槽、2世帯は10人槽になるとの答弁でありました。

次に、健康保険課です。

成果の主なものは、老人福祉費では緊急時の通報体制の整備により、被貸与者の精神的不安の解消を図ることができた緊急通報装置貸与、利用料補助事業。次に、高齢者福祉センター費では施設利用者の健康の増進、教養の向上、レクリエーション活動の推進等を図ることができた持田地区高齢者福祉センター事業。

そのほか救急医療施設等運営事業、健康増進事業、自殺対策推進事業、予防接種事業、母子保健事業など多岐にわたる詳細説明を受け、質疑に入っております。

委員より、プール利用者は平成30年度と比べ、どうであったかとの質疑に、昨年度と比べると1,200人の減となっている。これは、3月の新型コロナウイルス感染症発症に伴い、3月5日から3月末まで閉館したことによるものと考えたとの答弁。

次に、委員より、高齢者クラブの人数低迷の理由はとの質疑に、3クラブが役員の成り手がないことなどの理由で活動を停止したことが原因の一つである。また、高齢者が増えているものの、就労している方の増加や趣味の多様化によるクラブへの未加入などが考えられるとの答弁。

次に、委員より、乳幼児健診時に折り畳みベッドを使用しているが、危険性はないのかとの質疑に、保護者が必ず寄り添うことから危険性は少ないと考えたとの答弁。

そのほか予防接種事業、自殺対策推進事業に関する質疑も行っております。

建設管理課です。

決算認定の説明では、説明に加え、法定外公共物、町単独道路改良事業、災害防止事業等の所在地とその現場写真の別冊資料を基に説明を受けております。

なお、成果の主なものは、道路の補修や側溝の改修等を実施。道路を良好な状態で使用できるよう管理できた道路維持管理事業、橋梁補修により長寿命化を図れた、社会資本整備総合交付金事業など、そのほか自然災害防止事業、公園管理、住宅管理、公共土木施設災害復旧費などの事業における詳細説明及びその成果報告を受け、質疑に入っております。

委員より、台風24号時の工事は全て完了したのかとの質疑に、令和元年度までで全て完了している。なお、費用的には、建設管理課管轄所分で約3億6,000万円との答弁。

次に、委員より、どの程度空き家を管理し、所有者の確認をしているのか、またシステム上の危険性はないのかとの質疑に、令和2年3月末で315軒の空き家のデータを管理し、その所有者については約9割程度確認をしている。また、このシステムはデータが暗号化されたセキュリティ対策はできているので危険性はないものと考えたとの答弁。

次に、委員より、相続代行について後日歳入が発生するのかとの質疑に、相続代行手数料は、公共事業で取得しなくてはならない土地の相続をしないと、その土地の購入ができない場合のみ実施しており、後での歳入はないとの答弁でありました。

そのほか町営住宅管理、公園管理、法定外公共物等でも質疑をしております。

次に、福祉課です。

成果の主なものは、保育等の無償化制度。これは幼児教育の機会の保障及び子育て世代の経済的負担軽減のため、令和元年10月から、3歳児から5歳児は全て、ゼロ歳児から2歳児の子どもたちは住民税非課税世帯を対象に幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたちの利用料が無償化されております。

次に、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもの福祉向上、健全な発育の促進ができた、ひとり親家庭医療費助成事業。なお、母子家庭の延べ助成件数1,094件、父子家庭では120件でありました。

そのほか、高鍋町プレミアム付商品券事業、障がい者福祉サービスの各事業、扶助費の伸びの要因、基幹相談支援センター運營業務委託事業等の詳細説明を受け、質疑に入っております。

委員より、行旅死亡人葬祭費返還金はどこからの歳入かとの質疑に、行旅死亡人の遺族からの返還金である。なお、行旅死亡人とは身寄りが判明せず、引取り手のない亡くなられた方のことを指しております。今回の方に関しては、死亡時は親族の有無は不明でありましたが、後日調査により親族が判明。その親族に連絡し、遺骨及び遺留金品等を引き渡した際、葬祭費を返還していただいたとの答弁でありました。

次に、委員より、保育力向上委員会の研修成果はどうかとの質疑に、高鍋町内の保育園、認定子ども園、幼稚園等の保育士や調理員を対象とした研修を7回行い、その研修内容は災害時の対応や防犯について学ぶ危機管理研修、子どもの発達に関する研修、各園における行事食である。これにより各園職員の意見交換することができ、それぞれの園の状況把握や連携強化につながったとの答弁でありました。

次に、委員より、民生委員はボランティアで活動してもらっているが、昔は生活保護の対応等から始まっている。現在においては世の中が複雑化し、民生委員の仕事も複雑化するなど負担がさらに大きくなっている。今後も民生委員の仕事は重要であることから、ボランティアであっても貢献度を考えれば報酬を含めた待遇を考慮すべきではとの質疑に、国、県ともに同じ話がされており、令和2年度から僅かではありますが増額されているとの答弁。

さらに、委員より、町単独で補助してはとの質疑に、検討していく課題であると答弁でありました。

そのほか児湯郡後見実施機関に関する検討委員会先進地視察研修、子育てフェスティバル、子ども医療費のレセプト、社会福祉協議会の視察の成果などの質疑も行われております。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しました。

以上、特別委員会に付託された議案について報告いたします。

○議長（青木 善明） 以上で委員長報告を終わります。

質疑については、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので、省略いたします。これから討論を行います。マスク着用での討論が困難である場合は、演壇での討論を許可いたします。

まず、決算に反対者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 認定第1号令和元年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論を行います。

台風24号による被害、その爪痕をしっかりとカバー、住民の要求にこたえた町運営、町民生活課によるごみ処理問題、福祉課による住民サービス低下しないための工夫と実績、健康保険課による住民の健康管理を推進する、税務課のきちんと納税していただくためにどうすればよいかなどの執行、建設管理課における台風被害を速やかに解消するための行動力、その予算をどうすればよいか財政経営課でのサポート、災害時対応が済み、本当に生活できるように課題を抱えつつ解消するための努力、地域政策課における商工観光に対する活動及び移住定住は人口減少にある中で厳しい条件の中成果を上げたこと、高鍋の主要産業である農業経営に対し農家の要求に応えるべく日々努力してきた農業政策課、耕作放棄地を解消し農家の経営の下支えを行う農業委員会、会計課はその全般において日々の仕事を淡々と間違いなく進めること、教育委員会では未来を担う子どもの教育、そして保護者に協力をしながら子育ての学習、健康面を支えてきました。社会教育課では大人のやる気をサポートしながら、地域が協力、つながりができるアドバイスなどを行ってきたと思います。

しかしながら、その中にあり、町長の目線は住民ではなく、商工会議所や商工業者に重きを置いたのではないかとと思われるものがありました。

いみじくも国では安倍総理が辞職、菅官房長官がその後を担うことになりました。菅さんはその著書の中で、「総理には人事権がある、こちらの意に沿わない人は」とのくだりがあります。その考え方が、森友・加計、桜を見る会のように、村度官僚、村度国会議員をつくる温床となったのではないかと私は推量します。国民はそのような政治家にうんざりしています。

選挙に行かない、選ばない、そんな中でのコロナウイルス感染症が起きました。令和元年度最後の2、3月は大変な思いをし、まさか高鍋にとの思い、その思いは破られましたが、それまで、事業は、ほぼ確定終了していました。その中にあり、民間所有地を買い取る話が浮上してきました。公務員は、公務員法第30条にあるように全体の奉仕者であります。議員も等しく同じ立場です。だからこそ自分を戒め、律する気持ちを持たなければならないと私は考えます。畑田土地改良事業は住民からの要望で施工されました。反対者が多くいる中で強行されたと言っても過言ではございません。どうしても田や畑を耕作したいという思いにも応え、水を確保するために大きな資金投入を町はしてまいりました。今や、職員も、議員の中でも、ひよっとすると私しか知り得ないことではあるかと思いますが、当時のじくじたる思いが、この問題でよみがえりました。

町長は歴史をよく言われます。それは江戸時代の歴史であります。私は議員になって30年間の間の歴史ではありますが、住民の皆さんの血税をどう使うべきかをしっかりと議論できたと自負しております。だからこそ、歴史を知る私は、この問題一つあっても反対するべきであると判断して討論といたします。

○議長（青木 善明） 次に、決算に賛成者の発言を許します。10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。マスクがちょっと息苦しいので、登壇して討論いたします。

認定第1号令和元年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論いたします。

今回は、議員になり、自分自身が審査、承認した一般会計予算の初めての決算審査となりました。1年半前からの当初予算、補正予算審査を思い出しながら、一つ一つの事業への予算執行と成果について真剣に向き合いました。

今年度の歳入の特徴は、昨年度に比べ町税の伸びはあったものの、ふるさと納税寄附金の減少、前年度の工場用地造成事業及び用地の売却の完了に伴う影響により、歳入の決算額は前年度より13.7%減の116億2,983万8,000円となりました。

歳出は平成30年度に実施しました樋渡地区津波避難タワー事業、道路整備等の社会資本整備総合交付金事業、町内保育園建設事業完了に伴う減と、台風24号の災害による繰越事業などの増により、歳出決算額は12.9%減の111億8,772万円となっております。

収支の状況に関しましては、実質収支は2,444万円増の3億9,762万円の黒字で、単年度収支も黒字となっておりますが、実質単年度収支は4億9,905万円の赤字となっております。

平成30年度に工業用地造成事業特別会計から一般会計に用地売却費を繰り入れ、財政調整基金に積み立てたものを令和元年度において取り崩し、再度、工業用地造成事業特別会計に繰り出したことが主な原因ですので、私はそれほど問題だとは思っておりませんが、財政の硬直度を示す経常収支比率は前年度より2.5%アップの94.1%で、弾力的な財政運営を行っていくには何らかの改善が必要だと思いますし、新たな地方債の償還も始まり、これから償還額のピークを迎えることを考えますと対策を講じていくことが求められると思います。

また、歳出予算の不用額に関しては、前年度と比較して約1億円の増ですが、各課の説明を聞き、理由のない事業の未執行もなく、各事業に適正な予算執行がなされたと認められました。

具体的な内容ですが、まず、教育関係では、決算額は9,000万円ほどの増で、主な事業は東小学校の空調事業、東西小学校給食室空調整備工事、東中学校のトイレ改修工事等です。その他町単独の取り組みとして、小中学校4校で学校生活支援員15名、非常勤講師の配置は小学校の体育、算数で3名、中学校は英語、数学で3名と、人的支援にも力

を入れています。また、令和元年度からALTも2名体制となり、英語弁論大会で優秀な成績者を出すなどの実績も残しており、今後が楽しみだと思えます。

教育への投資はすぐに結果が出るものではありませんが、高鍋町の持続的な発展を支えるためには最も大事な施策の一つだと思いますので、これからも予算の確保と人的支援をお願いします。

次に、健康保険課関係では、高齢者の健康の維持増進の取り組みが多く見られました。特に、特定健診受診率向上の取組、受診後の訪問、指導も含めた受診者へのフォローも行われ、病気の予防、早期発見にも貢献していると認められました。

福祉関係では、平成29年から始まった子ども医療費助成事業による中学生以下の医療費無償化に加え、令和元年10月から始まった保育料無償化は、保護者より子育てに対して安心感が強くなりましたという声も聞かれ、子ども家庭支援センターみらいの相談件数の増や、プレミアム商品券事業など低所得や子育て世帯への支援も充実してきていると判断ができました。

その他商工関係では、有効な補助金を活用しての地場産品、商店街、中小企業に対してきめ細やかな事業支援。農業関係では、平成30年の台風24号で被災を受けた農家への被災者向け経営体育成支援事業、総合交流ターミナル施設改修工事。総務課関係では、避難用備品の購入、防災資機材の整備、消防団の施設整備や資機材の充実も補助金を活用しながら進んでおり、災害の備えとして、各地区への補助や防犯灯の整備事業も順次進んでおります。

今回の審査で、職員の皆さんの各事業に対する少しでも高鍋町をよくしたいという思いは十分に伝わってきましたが、今後、どの自治体でも人口減少、高齢化などに加え、扶助費の増や公共施設の長寿命化への取り組み、頻繁化する災害への備えなど多くの問題が山積みされています。また、財政経営は厳しさが増していくことが予想されます。それらのことも踏まえ、今回の決算を受けて、各課が行ってきた事業の成果を評価し、改善し、町民のためにさらに多くの取り組みが行われ、住みよい高鍋町になっていくことを期待いたしまして賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、認定第1号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立多数と認めます。したがって、認定第1号令和元年度高鍋町一般会計歳入歳出決算については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第2. 議案第71号

日程第 3. 認定第 2 号

日程第 4. 認定第 3 号

日程第 5. 認定第 4 号

日程第 6. 認定第 5 号

日程第 7. 認定第 6 号

日程第 8. 認定第 7 号

日程第 9. 認定第 8 号

日程第 10. 認定第 9 号

日程第 11. 認定第 10 号

○議長（青木 善明） 日程第 2、議案第 71 号令和元年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから、日程第 11、認定第 10 号令和元年度高鍋町水道事業会計決算についてまで、以上 10 件を議題といたします。

本 10 件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、松岡信博議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（松岡 信博君） おはようございます。それでは、審査報告をさせていただきます。

令和 2 年第 3 回定例会において、総務産業建設常任委員会に付託された案件は、議案第 71 号令和元年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、認定第 4 号令和元年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、認定第 7 号令和元年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について、認定第 8 号令和元年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について、認定第 9 号令和元年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について、認定第 10 号令和元年度高鍋町水道事業会計決算についてであります。

委員会は、9 月 10 日、11 日の 2 日間、第 3 会議室において委員全員が出席し、関係課長及び職員の出席を求め、付託されました議案の説明を受け、審査を行いました。

なお、特徴的な部分だけの報告とし、割愛する部分もありますので御了承ください。

それでは、議案順に報告いたします。

議案第 71 号令和元年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、上下水道課より説明を受けました。

令和元年度の高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金 4,253 万 2,675 円のうち、2,216 万 8,119 円を減債積立金に積み立て、2,036 万 4,556 円を建設改良積立金に積み立てるとの説明でした。現在の減債積立金の残高は 2 億 525 万 4,094 円、そして建設改良積立金は 3,963 万 5,444 円であり、毎年、建設改良事業を 6,000 万円ほどの予算で行っていることから、建設改良積立金は 6,000 万円程度積み立てるとの説明がありました。

委員より、減債積立金と建設改良積立金の積立金額のパーセンテージは決まっているのかの問いに、積立金額の割合、パーセンテージは決まっていないとの答弁でありました。

委員より、減債積立金と建設改良積立金の積立目的、使い方はどのようなものかの問いに、減債積立金は主に企業債の返済に使い、建設改良積立金については大規模工事を行うときに使う資金に充てるとの答弁でありました。

委員より、利益剰余金が1,000万円減額した要因は修繕費が増えたためなのか。また、修繕費の主なものは何かの問いに、修繕費はポンプシステムの故障に伴うものが多いが、昨年の実績より黒字が減額した要因は、一昨年は工事に関する事業がなかった。しかし、今年は1,000万円分の工事があったため、黒字が減額したとの答弁でありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、議案第71号令和元年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

引き続き、認定第4号令和元年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、上下水道課より説明を受けました。

整備面積は0.2ヘクタール、整備率は97%、水洗化率、接続率は85.15%、歳入額の3億7,787万7,000円の約48%が一般会計繰入金となっており、あとは下水道使用料と手数料となっている。諸収入の5,674万2,000円はキャノンの受益者負担金相当分が入っている。歳出額の3億7,311万4,000円の57%が起債の償還金との説明がありました。

また、下水道施設のポンプのオーバーホールを行い、老朽化などによる処理機能の低下を未然に防ぐとともに、下水道使用を促進することができたとの説明がありました。

委員より、委託料の委託先はどこに委託しているのかの問いに、浄化センターの運転管理は高鍋衛生公社、電気工作物は九州電気保安協会、警備が南日本警備、汚泥処分が農興産業、汚泥運搬は高鍋衛生公社となっているとの答弁でありました。

委員より、委託先は変わっていないのかの問いに、変わっていないとの答弁でありました。

委員より、負担金の333万9,320円の調定額の差567万4,400円は収入未済額で滞納しているのかの問いに、未済額については受益者負担金で入っていないものであり、宅地の造成などで入ってきている。徴収にも努力をしているとの答弁でありました。

委員より、未済額は増えているのかの問いに、700万円ほどあったのが毎年減ってきているとの答弁でありました。

委員より、水洗化率向上に向けた取り組みは具体的にはどのようなものかの問いに、下水道の収入が下水道使用料しかない。下水道の水洗化率、接続率の100%を目指して努力をするしかない。現在、水洗化率が85%であり、約1億円の収入があるとの答弁でありました。

委員より、下水道につないでいない世帯は何件かの問いに、約500世帯であるとの答

弁でありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、認定第4号令和元年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算については、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号令和元年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について、農業政策課より説明を受けました。

まず、総務費の雑用水管理事業における一般管理費用では、昨年度と比較すると、管理基金の積立てが440万円の増額、その理由は、昨年度に工事の支出がなかったことや一昨年の繰越金が多かったことが主な原因との説明でありました。

歳入の特徴は、使用料及び手数料で、使用料のうち農林水産使用料の雑用水使用料が1,749万3,867円ということです。前年度対比では約100万円の減額。その原因は、平成30年度が猛暑だった影響で使用する水量が多く、本年度は使用量が減ったため減額となった。そして、徴収率は100%、繰越金は577万5,061円で、昨年より約280万円の増額。施設管理費の1,398万8,800円は、昨年度と比べると、負担金補助及び交付金が126万円の増額になった。その要因は、一ツ瀬川土地改良区への負担金の算定において、雑用水の使用水量全体の数字は減少しているが、地区外送水分の使用水量が昨年より多かったため増額となったとの説明でありました。

委員より、地区外送水とはどういうことかの問いに、一ツ瀬川土地改良事業の受益地以外の場所へかんがい用水を送っていたことを是正したもので、雑用水管理事業の特別会計に組み入れて対応している。雑用水管理事業の開始から5年後に地区外送水の対応を行っている。主に高鍋町の畑田土地区画整理事業区域及び新富町の下城元地区で、ほかに設置箇所が高鍋町内、新富町内に点在しているとの答弁でありました。

委員より、その2か所の賦課方法はどこの団体へ請求するのかの問いに、地区外送水は土地の面積による請求の面積賦課となっている。畑田土地区画整理事業の区域については管理組合に請求しているとの答弁でありました。

委員より、地区外送水の配管はどのように整備されたのかの問いに、土地改良区と関係する自治体であるが、国・県の指導の下に、平成25年に雑用水と同様に是正し、この雑用水管理事業に組み入れたとの答弁でありました。

委員より、前年度対比で赤字の理由は何かの問いに、特に地区外送水の区域において農家戸数の減少があり、賦課の対象となる面積は減ったが、使用水量が増えたことにより、一ツ瀬川土地改良区への負担金が増加した。比較する平成30年度は猛暑に伴い雑用水の利用の増加で使用料金も増加したが、令和元年度は例年並みの使用量に戻ったため、前年度比で減収になったものであるとの答弁でありました。

委員より、一ツ瀬川土地改良事業で更新事業、大規模改修を行うが、一ツ瀬川雑用水管理事業の見通しはどのように考えているのかの問いに、更新事業の基本となる施設は一ツ瀬川土地改良区の施設が主体となっている。一ツ瀬川雑用水管理事業は多額の支出を伴う

更新事業はない。メーターやメーターまでの分岐管の漏水等の対処である。ただ、量水器には計量法により交換時期があり、令和6年度にメーター交換を行う。その際には基金を充当してメーター交換を行うことになるかもしれないとの答弁でありました。

委員より、これまでの畑田地区の配管の漏水件数と漏水修理はどこが行っているのかの問いに、現在までの漏水件数については把握していない。漏水修理は土地区画整理地内なので、建設管理課が行っていたとの答弁でありました。

委員より、畑田地区内の農地には給水栓があるが、土地の売買に制限があるのかの問いに、宅地化には問題はない。ただし、給水栓設備を自費で撤去することになるとの答弁でありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、認定第7号令和元年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算については、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号令和元年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について、総務課より説明を受けました。

まず初めに、固定資産評価審査委員会の意義の説明がありました。固定資産の価格は納税者の税負担に影響を及ぼすことから、固定資産の価格に関する不服については、市町村長から独立した合議制の審査委員会を設置し、中立的な立場から不服の内容について審査・決定させることにより、適正かつ公平な価格の決定を保障し、固定資産税における課税の公平を期することとしているとの説明でした。

平成27年4月に西都児湯1市5町1村で共同設置され、設置当初から高鍋町が委員会の事務局を担っている。

令和元年度決算については、不服の申立ての件数はゼロ件で、なかったこと、歳入は22万6,000円で、構成市町村からの負担金、一般会計繰入金及び繰越金、歳出は11万2,000円で、主なものは委員3人の報酬や委員・職員の研修に関わるもの、そして構成団体の負担金返還金との説明がありました。

委員より、審査委員の構成はどのようなものかの問いに、委員の定数は3名、現在、西都市より1名、都農町より1名、そして学識経験者として司法書士の資格を持つ方が川南町より1名選出されているとの答弁でありました。

委員より、負担金13万5,500円は1市5町1村で納めた金額かの問いに、負担金の内訳は、高鍋町を除く1市4町1村の金額である。高鍋町の場合は、一般会計からの繰入金という形で入るとの答弁でありました。

委員より、固定資産の評価金額は何年ごとにどのように評価が変わるのかの問いに、来年が評価替えの年にはなるが、固定資産税の評価金額の変更については各市町村の税務課の固定資産税担当が行う。固定資産評価審査委員会あくまでも評価に対する不服申立ての審査機関であり、評価には関わらないとの答弁でありました。

委員より、固定資産税の評価に不服申立てがあった場合、どのような審査がされるのか

の問いに、固定資産税額の価格に不服がある場合は、まずは固定資産評価審査委員会を開催し、書面審査、事実審査、口頭審査などの審査を行う。不服申立てが妥当かどうか、委員が不服を認め容認するのか、棄却するのかの判断をする。そして、その内容を申立人に通知をする。もし本人が納得しない場合は裁判に訴えることになるとの答弁でありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、認定第8号令和元年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算については、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号令和元年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について、地域政策課より説明を受けました。

宮崎キャノン工場用地売却については完了していることから、令和元年度については南九州大学への用地購入費の支払いと地方債の償還に係る経費を支出しているとの概要の説明がありました。

決算の歳入は一般会計繰入金4億6,233万4,000円と繰越金の8,602万1,003円(決算額)で、歳入合計額は5億4,835万5,003円、歳出は工業用地造成事業費として南九州大学高鍋キャンパス土地購入費の3億円、公債費は地方債償還金元金2億4,700万円と償還金利子35万4,041円で、歳出合計額5億4,735万4,041円(決算額)との説明がありました。

南九州大学高鍋キャンパスの土地購入は平成29年に9億9,500万円で購入し、平成29年、平成30年、令和元年度の3年分割で支払いを行っており、令和元年度の3億円が最終年の3年目の支払いとなる。

地方債の償還金元金の説明では、銀行借入金分は4億4,800万円の2年分割で、令和元年度の2億2,400万円が1回目の支払いとなる。県借入金分は2億3,000万円の10年分割の均等償還であり、2,300万円の令和元年度分が2年目の支払いとなる。利子は銀行借入金分の35万4,041円であり、県からの借入金分は無利子との説明がありました。

質疑を求めましたが質疑はなく、まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、認定第9号令和元年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第10号令和元年度高鍋町水道事業会計決算について、上下水道課より説明を受けました。

給水件数は9,024件、前年度対比0.9%の81件の減となり、有収水量は199万6,714立方メートル、前年度対比1.0%の増加、有収率については81.3%で、前年度対比2.3%の減との説明がありました。件数が減少して有収水量が増加したのはキャノンの影響と考える。

収入の総額は4億4,839万2,904円に対し、支出総額は4億586万229円であり、差引き総額4,253万2,675円の黒字になっているとのことでした。黒字が前

年より約1,000万円も減少した原因は、支出面で修繕費や資産減耗費の増加が主な要因であるとの説明がありました。

資本収支については、企業債収入の5,000万円に対して、企業債償還金2億716万3,509円、老朽管の布設替え工事費4,962万1,000円、新設工事728万4,000円が主なもので、収入が支出に対し不足する金額2億2,501万1,263円は損益勘定留保資金等で補填するとの説明でありました。

委員より、水道事業の経営環境の改善策や今後の見通しをどのように考えるのかの問いに、漏水調査等に力を入れ、有収率を上げることと、今後、老瀬浄水場の老朽化をどのように対処するか検討を行っているとの答弁でありました。

委員より、老瀬浄水場をどのようにするのかの問いに、老瀬浄水場は建設してから50年以上たち、修理をしながら稼働しているが、今後造り替えるか、閉鎖して竹鳩浄水場を大きくして水量能力を上げるのか、費用対効果を考え検討を行っているとの答弁でありました。

委員より、老瀬浄水場を造り替えることと閉鎖するのはどちらのほうが可能性が高いのかの問いに、工事の負担については、竹鳩浄水場を増設して給水能力を上げるほうが有利ではないかと考えるが、そのほかの方法も模索しているとの答弁でありました。

委員より、今の竹鳩浄水場の給水量で賄えるのかの問いに、現在の能力では賄えない。井戸を掘らなくてはならないとの答弁でありました。

委員より、浄水施設をできれば一本化したほうがいいのかの問いに、今後の維持管理を考えると一本化したほうがいい。しかし、災害の被災を考えた場合は、どちらかが壊れてもいように施設が2つあるほうがいいのかと考えるが、一本化の方向の可能性が高いと考えるとの答弁でありました。

委員より、災害時にどうしても浄水場が2つあったほうがいいのかの問いに、現在はないが、どちらかの施設が被災しても、どちらかの施設が機能すれば断水はなくなる。そういう面での災害対策のための分散は考えられるとの答弁でありました。

委員より、災害が起こった場合の復旧時間はどれくらいかの問いに、災害の規模にもよるが、宮崎市で浄水場が浸水した場合は半年かかった。しかし、今のところ、老瀬浄水場、竹鳩浄水場のどちらも大丈夫な施設だと考えるとの答弁でありました。

委員より、地中の配管は計画的に更新するのかの問いに、管路の布設替えということで漏水のある場所を地図に落とし、漏水の多い箇所と古い管を優先的に行っているとの答弁でありました。

委員より、1年に何メートルという計画はあるのかの問いに、布設替えについては年間6,000万円程度の予算の工事を行っている。管の大きさによって変わるので、距離では計画していないとの答弁でありました。

委員より、給水人口と給水戸数の関係はどのようなものかの問いに、給水戸数は契約件数であり、事業者や商店も含むが、人口が減れば相対的に戸数は減るとの答弁でありまし

た。

委員より、給水人口とはどのようなものかの問いに、高鍋町には一ツ瀬川雑用水事業もあり、高鍋町水道事業が供給している人口1万8,047人であるとの答弁でありました。

委員より、高鍋町も空き家が増えている。今後、水の使用量も減っていくのかの問いに、当然、給水戸数が減れば使用量も減るが、宮崎キヤノン高鍋工場が今年度は新型コロナウイルスの影響で十分稼働していない。今後、宮崎キヤノンの使用水量に期待したいとの答弁でありました。

委員より、消費税額と仮払い消費税額の合計金額が合わないのはどういう原因かの問いに、令和元年度納付額1,992万7,600円の金額が税抜きと仮払い消費税に含まれていないので金額が合わないとの答弁でありました。

委員より、定流量止水栓の取替えはあとどれぐらいあるのかの問いに、定流量の数字を把握していない。毎年、支障が出たところが何か所かは取替えをしているとの答弁でありました。

委員より、何年度から取替えをしているのかの問いに、はっきりは分からないが、平成10年頃にアパートに取付けが始まったようであるとの答弁でありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、認定第10号令和元年度高鍋町水道事業会計決算については、賛成全員で認定すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（青木 善明） 以上で、総務産業建設常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第71号令和元年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第4号令和元年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第7号令和元年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第8号令和元年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第9号令和元年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第10号令和元年度高鍋町水道事業会計決算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。11時20分より再開いたします。

午前11時10分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

続いて、文教厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○文教厚生常任委員会委員長（中村 末子君） 11番、中村末子。第3回定例会において、文教厚生常任委員会に付託された案件は、認定第2号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、認定第3号令和元年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、認定第5号令和元年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について、認定第6号令和元年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算についての4件です。

審査は、新型コロナウイルス感染症対策でソーシャルディスタンスを保つため、第1会議室において、9月10日と11日の2日間、委員7名全員出席、担当課長ほか職員、要点筆記事務局2名のもと資料も提出され行いました。なお、内容報告については、特徴的な部分についてのみ報告いたします。

まず、認定第2号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、健康保険課から成果報告書及び資料のもと説明がありました。

平成30年度より国保の広域化となり、県が主体となり財政運営を行っており、前年度と比較して4.8%の減となったが、その要因は、国保加入者等の減少によるもの。財産収入として基金積立利子は、約9万円ありますと説明。基金については、急激な保険税が高騰とならないように計画的に繰り入れてきたとの説明でした。

賦課徴収に関しては、早期対応、差押えなどの強化、きめ細やかな納税相談などにより、現年課税分収納では95.94%となっているとの説明でした。

医療費の状況としては、全体的には1.28%減少ではありますが、1人当たりの医療費は約1万円伸びているとのことでした。この説明では、高度医療・高薬価の現状が別途資料として示されました。

疾病予防として、特定健診は集団・個別健診、情報提供などを行い、リスクのある方に

は特定保健指導、重複多受診者訪問を行っているとのことでした。

特定健診受診を促す意味において、工夫を凝らし、受診勧奨に努めることができたとのことでした。

委員から、収入未済額への対応について質疑があり、滞納整理システムにより対応しているとのことでした。

委員より、基金繰入があるが、どのような考え方だったのかとの問いに、現在ある基金を使い、保険税が急激に上昇しないように配分してきたとのことでした。

質疑は終了し、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号令和元年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてです。

後期高齢者の人数は、前年比68人増ですが、1人当たりの医療費は減額している。その要因は、後期高齢者へ移行された方の健診受診率が高い傾向にあり、重症化予防効果に努めてきたことが原因ではないかとのことでした。

健康診査に関しては、集団健診136名、個別健診717名で、昨年度比較で9.24%増、早期発見・早期治療を行い、保健師によるフォローを充実させているとのことでした。

被保険者の健康づくりに寄与することを目的に、めいりん温泉無料入浴券を1人6枚を交付しているが、めいりん温泉改修工事があり、利用枚数は少なかったのではないかとのことでした。

委員より、平均年齢が高いようだがとの問いに、高齢化が進み高くなっているとのことでした。

質疑は終了し、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号令和元年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について。

介護認定審査会は、高鍋町、新富町、木城町の3町で構成、新富町、木城町からは負担金として、高鍋町からは繰入金として予算も構成し、審査回数、年96回、高鍋町801件、新富町541件、木城町215件の合計1,557件の審査を行っており、高鍋町分としては、新規209件、更新・区分変更578件、非該当が14件であるとのことでした。スムーズな運営ができたとの報告がありました。

委員からの質疑、討論はなく、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号令和元年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算についてです。資料、リーフレットなどにより説明がありました。

介護保険の計画設計に関し、日常生活圏域ニーズ調査を行ったとのことでした。要介護度に応じたサービスの提供が行われ、楽々体操、なじみの会、元気アップ教室、ノルディックウォーキング、いきいき百歳体操の介護予防事業を行い、元気で長生きを目指した方針で取り組んできたとのことでした。

介護保険の財源は、公費50%、保険料23%、40歳から64歳の介護保険料27%

で構成してきました。

被保険者は6,628人で、前年比77人の増、認定者数は953人で、前年度比31人の増であり、7人に1人が要介護・要支援となっているとのことでした。

コロナ禍にあり、予防事業等ができない状況となっているようです。社会福祉協議会にある包括支援センターへの委託料3,537万5,000円があります。基本チェックリストを受けていただき、生活機能低下が見られる方と、自立して生活できるが不安がある方などについて相談を受け、サポートするセンターとのことでした。

委員より、介護保険の要は何といても社会福祉協議会にある包括支援センターが大きな役割を果たしていると考えますが、連携は取れていたのかとの質疑に対し、パンフレットにあるように、介護認定作業などの仕事があり、非該当者、自立できると判断されても利用できる介護サービス事業の相談に乗ったりしているとのことでした。

また、矢野氏寄附とあるがとの質疑に対し、矢野さんという方がお年寄り対策で使ってほしいと希望された寄附が800万円あり、それを利用して血圧測定器などを購入、また車も購入し、素早く行動できるようにしているとのことでした。

質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で認定すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会に付託された案件の報告を終わります。

○議長（青木 善明） 以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、認定第2号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第3号令和元年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第5号令和元年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第6号令和元年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第71号令和元年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第71号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第71号令和元年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、認定第2号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第2号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、認定第2号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号令和元年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第3号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、認定第3号令和元年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号令和元年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第4号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、認定第4号令和元年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号令和元年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第5号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、認定第5号令和元年度高鍋町介護認定審査会特別歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号令和元年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第6号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、認定第6号令和元年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号令和元年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第7号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、認定第7号令和元年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号令和元年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第8号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、認定第8号令和元年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号令和元年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。認定第9号令和元年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論を行います。

この案件は、工業用地造成は終了し、その負の遺産を一般会計から拋出するというものです。借金し、財政調整基金を使ってまでするべきことではなかったと考え、反対をいたします。

○議長（青木 善明） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第9号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立多数と認めます。したがって、認定第9号令和元年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第10号令和元年度高鍋町水道事業会計決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第10号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、認定第10号令和元年度高鍋町水道事業会計決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第12. 議案第72号

日程第13. 議案第73号

日程第14. 議案第74号

日程第15. 議案第75号

日程第16. 議案第76号

日程第17. 議案第77号

○議長（青木 善明） 日程第12、議案第72号高鍋町債権管理条例の一部改正についてから日程第17、議案第77号高鍋町空家等対策の推進に関する条例の制定についてまで、以上6件を議題といたします。

本6件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、松岡信博議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（松岡 信博君） 5番、松岡信博。それでは、審査報告を行います。

令和2年第3回定例会において、引き続き総務産業建設常任委員会に付託された案件は、議案第72号高鍋町債権管理条例の一部改正について、議案第73号高鍋町手数料徴収条例の一部改正について、そして、議案第77号高鍋町空家等対策の推進に関する条例の制定についてであります。

委員会は、9月10日、11日の2日間、第3会議室において委員全員が出席し、関係課長及び職員の出席を求め、付託されました議案の説明を受け、審査を行いました。なお、特徴的な部分だけの報告とし、割愛する部分もありますので御了承ください。

それでは、議案順に報告いたします。

議案第72号高鍋町債権管理条例の一部改正について、税務課より説明を受けました。

改正の理由は、地方税法及び租税特別措置法の一部改正により、延滞金の割合の特例規定が改正されたため、高鍋町債権管理条例の一部を改正するものとの説明がありました。

改正の内容は、高鍋町債権管理条例第7号第1項で、公債権として介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所利用料などの延滞金について、附則第8条において延滞金の割合について規定している。その公債権の延滞金については、割合の特例も含め条例制定時から高鍋町税条例と同じ割合としており、今後も延滞金の割合については、税条例と同じ割合を適用するとのことでした。

現在は、延滞金の割合の特例についてそれぞれの条例で規定しているが、税条例の規定を適用するよう改正することで、今後改正が必要となった際の事務の簡素化や改正漏れを防止することになるため行うとの説明を受けました。

委員より、延滞金は年14.6%でそのままなのかの問いに、延滞金の割合については年14.6%であり、率について全く変更はない。字句の改正がメインとなり、事務の簡素化や改正漏れを防止するために、税条例の規定を用いる改正を行うとの答弁でありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、議案第72号高鍋町債権管理条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号高鍋町手数料徴収条例の一部改正については、町民生活課より説明を受けました。

高鍋町手数料徴収条例の新旧対照表別表（第2条関係）、種類番号12の通知カードの再交付手数料1枚につき500円。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項の規定に基づく通知カードの再交付を削る。そして、12項を除き同表種類番号13から同表種類番号32番までの番号を1項目ずつ繰り上げ

る改正との説明を受けました。

改正理由は、情報通信技術の活用による行政手続などに関わる関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのもの。そして、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律のため、個人番号の通知を通知カードに寄らず行うこととなった。そこで、通知カードの再交付は今後行わない。そのため、再交付手数料は発生しないことになったので削除するとの説明を受けました。

委員より、通知カードは今後使えなくなるのかの問いに、現在持っている通知カードは、個人番号の確認書類として使える。しかし、再発行や新しく生まれた赤ちゃんなどには発行されないとの答弁でありました。

委員より、高鍋町内で住所変更した場合の住所移転の明記はできるのかの問いに、住所が変わったからといっても再交付や住所変更の追筆は行わない。住所が変わった時点で、通知カードはマイナンバーを証明する書類としては使えなくなるとの答弁でありました。

委員より、マイナンバーカードの奨励、推奨をするための措置かとの問いに、国の考え方はマイナンバーカードに移行する方針であると考えたとの答弁でありました。

委員より、ほとんどがマイナンバーカードになるのかの問いに、新しく生まれた子どもたちなどには、個人番号通知書が発行されるが、マイナンバーを証明する書類にはならない。通知カードの廃止を決めた理由には、通知カードの正確性を維持するために必要な記載事項の変更が、住民、職員の双方に負担となっていた。今後、社会のデジタル化を進めるため、公的個人認証が掲載されているマイナンバーカードの促進を進めることが重要であるとの答弁でありました。

委員より、高鍋町民のマイナンバーカードの普及率はどのくらいかの問いに、交付を受けているのは20.3%であるとの答弁でありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、議案第73号高鍋町手数料徴収条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号高鍋町空家等対策の推進に関する条例の制定については、建設管理課より説明を受けました。

まず、条例制定の背景、理由についての説明を受けました。

近年、適切に管理されていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、空き家等に対し、適切な対応が取れるよう空家等対策の推進に関する特別措置法が制定された。

特定空家に対する特別措置法に基づいた対応を行うために、高鍋町空家等対策の推進に関する条例を制定することとした。

条例の条文の説明では、第1条で条例制定の目的、第2条で条例中の用語の定義、第3条で空き家等の紛争の解決の原則、第4条で所有者の責務、第5条で町の責務、第6条で町民等の役割、第7条で事業者の役割、第8条で所有者等への情報提供等の支援、第9条から第22条までは、特別措置法（平成26年法律第127号）に基づく内容との説

明を受けました。

法律の空家等対策の推進に関する特別措置法の定義で、第2条第2項に特定空家とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、または、著しく衛生上有害となるおそれのある状態。適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態。その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められている空き家等をいうとの説明がありました。

高鍋町が制定する条例は、空家等対策審議会で特定空家を認定し、空き家の具体的処理、改善策を勧告し、命令しても従わない場合は行政代執行。税制上の不利益措置や強制執行ができることが主となっている。施行は12月1日を予定している。

現在の高鍋町内の空き家状況は、空き家の全体数が315軒、特定空家になり得る特定空家候補が206軒であるとの説明でありました。

委員より、空家等対策審議会の委員の選任はどのように考えているのかとの問いに、建築士の資格者には、宮崎県建築士会に推薦依頼をして選出してもらう。同じように司法書士と宅地建物取引士も取りまとめられている団体に推薦依頼をお願いをする。高鍋町議会議員については議長に、自治公民館長においては自治公民館連協長に代表の推薦をお願いすることになるとの答弁でありました。

委員より、有資格者の選考においては、地元の高鍋町内在住の者がなるのかの問いに、有資格者団体に推薦依頼を出す際、高鍋町内に在住する者を限定して推薦願を出すつもりはない。広い知識を持たれている方の推薦をお願いするとの答弁でありました。

委員より、特定空家の候補が計206軒あるが、空家等対策審議会委員はその空き家を全て知ることになるのかとの問いに、206軒の空き家を特定空家に認定するかどうか、審議会委員が審査することになるとの答弁でありました。

委員より、実際に現地で家屋を見なければ、特定空家かどうかの判断はできないのではないかの問いに、空家等対策審議会の会議の中では、位置図、写真の外観で行う。その時点では建物への立入りはできないが、判断が難しいときは現地に行く。その際、所有者の名前や住所等の個人情報公表しないとの答弁でありました。

委員より、特定空家候補の206軒を個人情報は公表せず、空き家対策を進めるため空き家情報の公開は考えていないのかの問いに、特定空家の情報を広く町民に公開することは考えていないとの答弁でありました。

委員より、空き家の所有権や相続等の問題で権利者が特定できず、この事業は難しいと思うがどのように考えるのかの問いに、所有者や管理者を特定する作業は、固定資産税の税務情報、個人情報を建設管理課が追跡調査することができる。納税がない場合は、法務局や町民生活課へ問い合わせる。町外・県外在住者の調査は、用地買収の手順を踏み行い、所有者や管理者の特定に努力をするとの答弁でありました。

委員より、空家等対策審議会の委員に公民館長の任命は地区の任期があり、2年や数年で代わるが現実的なのかの問いに、公民館長においては、自治公民館連協長の会長や役員

の立場の方になるのかと考えると答弁でありました。

委員より、空家等対策審議会の委員の立入調査において、空き家の危険箇所の立入りはないのかの問いに、空き家の危険な場所の立入調査は職員が行う。審議会の委員に危険は伴わない。危険な場所は写真判定などで行うとの答弁でありました。

委員より、空家等対策審議会委員の氏名は、公開か非公開かの問いに、公表であるとの答弁でありました。

委員より、特定空家の行政代執行を行った場合、空き家の所有者により、審議会委員に不利益や危険が及ぶことはないのかの問いに、行政代執行においては町長名であり、代表名が建設管理課長である。行政代執行は警察が立会い、審議会委員は法的に守られるとの答弁でありました。

委員より、特定空家の候補が206軒あるが、空家等対策審議会の委員が5名で足りるのかの問いに、通常では10名にしているところもあるが、委員の中には公的機関の職員が参加している。有資格者5名のほうが専門的な意見を尊重できるとの答弁でありました。

委員より、空家等対策審議会の委員を増やす場合にはどうするのかの問いに、条例改正が必要となるとの答弁でありました。

委員より、特定空家が206軒と多いので、空家等対策審議会委員をあと2名増やし、ブロック的方法で調査を行い、後で人数を減らすべきではないのかの問いに、実際、廃屋に近い状態の家屋が存在する。その空き家を優先的に調査し、その後ブロック的に分けて行うことを考えている。町内一円を一遍に全部行うことは考えていないとの答弁でありました。

委員より、空家等対策審議会は、何か月に一度行う予定かの問いに、必要に応じて行う予定。本年度内に2回行う予定をしている。12月に審議会の立ち上げに1回、年明けの年度内に再度1回開催したい。本格的には来年度に予算要求を行い、審議会を開催したいとの答弁でありました。

委員より、選考した委員の認識によっては、空家等対策審議会が機能しないことが考えられるが、どのように考えているのかの問いに、特定空家の認定ありきではなく、審議会委員の意見を聞き、きちっとした審査の上、特定空家の判断をしたいとの答弁でありました。

委員より、国の特別措置法には、空家等対策協議会は、空家等対策計画を作成することができるかととの問いに、特別措置法の協議会と高鍋町条例の審議会とは別に考えている。高鍋町条例にある審議会は、特定空家の認定をすることを目的としているとの答弁でありました。

委員より、高鍋町の空家等対策計画は作成してあるのかの問いに、建設管理課で空家等対策計画は作成中であり、公表の準備中であるとの答弁でありました。

委員より、特別措置法の罰則規定、過料に、市町村長の命令に違反した者は50万円以下の過料に処する、ほか、立入調査を拒み妨げた者は20万円以下の過料に処するとある

が、問題があれば法令を遵守するののかの問いに、罰則規定も法令に基づいて遵守することになるとの答弁でありました。

委員より、町内の空き家状況の資料にある空き家総数315軒、特定空家候補206軒は、何月時点のものかの問いに、令和2年3月末時点であるとの答弁でありました。

委員より、町民からの空き家の情報の提供は受け付けるのかの問いに、情報があったら職員が確認調査をすることになるとの答弁でありました。

委員より、台風10号による空き家の被害はなかったのかの問いに、倒壊の報告は受けていないとの答弁でありました。

委員より、空き家総数の315軒は、電気水道は止めてあるのかの問いに、止めてあるとの答弁でありました。

委員より、空家等対策審議会の委員の数を増やす必要があれば増やすのかの問いに、審議会の中で必要な人数に足りていないという要望があれば、条例改正の手続を検討するとの答弁でありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、議案第77号高鍋町空家等対策の推進に関する条例の制定については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（青木 善明） 以上で、総務産業建設常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第72号高鍋町債権管理条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第73号高鍋町手数料徴収条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第77号高鍋町空家等対策の推進に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○文教厚生常任委員会委員長（中村 末子君） 令和2年第3回定例会において、文教厚生常任委員会に付託された案件は、議案第74号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第75号高鍋町地域

型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第76号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、審査は第1会議室において、9月10日、11日の2日間の日程で行いました。担当者を含め担当課の職員、そして委員全員がそろっております。

まず、議案第74号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、福祉課より説明がありました。

保育環境をよりよくするために、昨年12月議会でゼロ歳から2歳までの保育事業者は、3歳からの受入れ施設を確保し、保育の流れを止めない待機児童をなくす意味で連携施設を確保することが必要であるとのことでしたが、連携施設だけでなく、3歳以降の施設確保を容易にするための改正であるとの説明でした。

また、高鍋町では、2歳くらいまでの保育施設の連携先をわかば保育園としていましたが、これまでも法改正以前から柔軟な姿勢で対応してきているとのことでした。

委員より、質疑、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第75号高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明がありました。

今回の改正は、家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準の一部が改正され、それに準ずるもので、子どもに障がいや病気など個別ケアが必要なお子さんがいる場合、マンツーマンでその居宅において保育を行うというものですが、今回の改正では、保護者が、夜間や深夜勤務に従事する場合の要件の中に、保護者の疾病、障がいがあり、子どもの養育が困難と思われる居宅へ出向き、保育することが可能であることが追加されたものであるとの説明でした。

委員より、高鍋にはそういう事案はあるのかとの問いに、高鍋には保育事業者が存在していない。したがってそういう事案もないとのことでした。

質疑が終了し、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明を受けました。

これは、国の基準改正に伴う改正であり、放課後児童クラブの支援事業者ごとに2人以上置くことが義務づけられています。資格を取得するためには、都道府県が4日間行う研修に参加し、全てを受講した人に資格を与えてきましたが、研修日時が少ないため、子育て事業として多くの自治体から要望が出され、昨年には政令指定都市を追加したのですが、今回さらに中核都市を追加し、資格取得が容易にできるように改正したものであるとの説明でした。

委員より、受講できる日にち、人数はどのくらいか、また、中核都市はどの問いに、宮崎市が追加されますので、県と合わせて日時が増えるものと思いますが、資格を取得したいという事業者が多く、今年も宮崎市2回、都城市1回が予定されておりますが、高鍋か

らは2名希望していました。希望者が多く、抽選で1名でしたとのことでした。

質疑は終了し、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会に付託された案件の報告を終わります。

○議長（青木 善明） 以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第74号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第75号高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第76号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第72号高鍋町債権管理条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第72号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第72号高鍋町債権管理条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号高鍋町手数料徴収条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第73号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第73号高鍋町手数料徴収条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第74号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第74号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第75号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第75号高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第76号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第76号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号高鍋町空家等対策の推進に関する条例の制定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第77号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第77号高鍋町空家等対策の推進に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩したいと思います。13時10分より再開いたします。

午後0時08分休憩

.....
午後1時10分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

日程第18. 議案第78号

○議長（青木 善明） 日程第18、議案第78号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本件は、一般会計予算・決算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○一般会計予算・決算審査特別委員会委員長（緒方 直樹君） 15番、緒方。それでは報告を行います。

令和2年第3回高鍋町議会定例会において、一般会計予算・決算審査特別委員会に付託

されました議案は、議案第78号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）の1件です。

特別委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日程は9月11日から17日の5日間、審査は第1会議室にて行い、議長を除く13名の委員出席のもとに執行当局に関係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細な説明を求め、慎重審議を行っております。

初めに、教育総務課です。

補正の主なものは、高鍋町GIGAスクール事業の校内通信ネットワーク整備、パソコン購入。これは、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用して、町内4校それぞれに必要なネットワーク機器、サーバやフィルタリング等を整備するための補正です。そのほか、同じく新型コロナ感染症対策として、保健衛生費用品等の購入や換気扇の設置、水道蛇口をレバー式に変更するなどの説明を受け、質疑に入っております。

委員より、校内ネットワーク通信を行うためのカリキュラムはとの質疑に、教師のスキルにばらつきがあるといけないので、研修を行う必要がある。また、そのため県と対応していくとの答弁。

次に、委員より、中学校合唱コンクールで密にならないための予防策はとの質疑に、たかしんホールでは密にならないようソーシャルディスタンスが取れるよう対策を取っているとの答弁でありました。

次に、社会教育課です。

歳入の主なものは、施設命名権料確定に伴う補正。なお、たかしんホール、井上商店スポーツセンターは令和2年度分、MASUDAスタジアムは3年間分を計上しております。

次に、歳出では、社会教育理念として制定する「八朔の誓い」を印刷し周知するための取り組みや、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の計上で、トイレ改修工事や蔵書検索システム更新などの説明を受け、質疑に入っております。

委員より、小丸河畔のトイレ改修後の管理運営はどうするのかとの質疑に、管理人はいないが清掃を委託するので、不具合が生じた場合は委託先と連携し対処していきたいとの答弁。

次に、委員より、八朔の誓いとはとの質疑に、種茂公時代に関係ある説明を受けておりますが、その際ちょっと十分な説明ではなかったため、後日書面にて説明を求めることといたしております。

なお、後日その書面には、八朔の誓いの由来について十分な説明がなされたことを御報告いたします。

議会事務局です。

主なものは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための中止及び自粛した本省要望、陳情及び表敬訪問、研修会等の旅費の減額をすとの説明を受けております。

財政経営課です。

補正の主なものは、庁舎管理費修繕料及びふるさと納税推進事業の説明を受けております。

地域政策課です。

補正の主なものは、新型コロナウイルス感染症対策費で、高鍋駅舎改修基本設計・実施設計業務委託。これは、コロナ対策を踏まえた新しい生活様式に対応した駅舎の基本設計・実施計画を行う費用です。そのほかに、高鍋町地域 I o T 事業化、感染防止対策支援金。

また、観光費では、森林空間を活用したワーケーション活動支援事業、ポケふた設置などの説明を受け、質疑に入っております。

委員より、空き家バンクリフォームとはの質疑に、空き家を改修することで機能・性能を維持または向上させたり、空き家にある家財道具を撤去する、これにより早期に利活用することや、空き家情報を利用希望者に届けることができ、空き家バンクを通して少しでも空き家の解消につなげたいとの答弁です。

次に、委員より、感染症対策の啓発 600 事業所とした理由はとの質疑に、啓発はホームページ、おしらせ高鍋などで啓発するということです。また、経済センサスを基に 600 事業所と積算しているので、それ以上にならないと判断しているとの答弁。

次に、委員より、駅舎の外観は残るのかとの質疑に、駅舎は改修で進めていく。全てとはいかないと考えるが、可能な限り外観は残していきたいとの答弁でありました。

農業政策課です。

補正の主なものは、農産物生産構造転換緊急支援事業。これは、契約取引に向けた茶生産への転換に向けて、JA 児湯ティーファクトリーでの大手飲料メーカー仕様に対応した生産・加工体制への転換を目指し、ドリンク用多収・加工技術の実証等に対する補助であります。そのほか、羽根田地区大型排水路しゅんせつ作業、老瀬地区圃場整備事業、多面的機能支払交付金事業等の説明を受け、質疑に入っております。

委員より、老瀬地区圃場整備に関し、同意の取れないところについてはどう行うのかとの質疑に、全員の同意を取るようしていくが、相続などで同意が取れない場合は、その箇所を除外することも考えるとの答弁。

次に、委員より、農産物生産構造転換緊急支援事業の質疑に、現在大手飲料メーカー、県、JA、そして経済連で協議を重ねている。なお、この事業は同一規格の茶葉を生産することになるとの答弁でありました。

税務課です。

補正の主なものは、賦課徴収金の税還付金 700 万円です。これは、法人町民税の還付金であり、補正の理由として、前年度の決算により予定納税をし、決算後に当該年度の町民税が確定するが、本年度は予定納税額が確定額を超過する法人の見込みが多いため補正との説明を受け、質疑に入っております。

委員より、700 万円で足りるのかとの質疑に、昨年納税した法人の実績を参考に、還

付見込みが600万円程度となっているので足りると考えるとの答弁でありました。

町民生活課です。

補正の主なものは、住基システム改修。これは、デジタル手続法の国外転出者によりマイナンバーカード・公的個人認証の利用関係改正に伴う住民基本台帳システムの改修、及び住民基本台帳ネットワークシステムと戸籍附票ネットワークとのオンライン連携に関わる環境構築を行うためのシステム改修費用との説明を受けております。そのほか、町民生活課で使用しているレジスターが故障したため新たなレジスターをリースするとの説明を受け、質疑に入っております。

委員より、デジタル手続法に対応とあるが個人情報保護は大丈夫なのかとの質疑に、現在使用しているシステム改修であるため問題はないとの答弁でありました。

総務課です。

補正の主なものは、人事異動に係る人件費の費目更正、また印刷製本関係機器類の修繕に備えるための補正や、効果的な救助活動を図るための消防団の整備が進んでいない救助用資機材等の整備促進するための消防団設備整備費補助金などの説明を受け、質疑に入っております。

委員より、救命胴衣100着とあるが全員分を用意できるのかとの質疑に、予算を確保しながら全員分の救命胴衣を確保したいとの答弁。

次に、委員より、消防団員は台風災害の際、どこまでの範囲で活動を行えるのかとの質疑に、安全確保の観点から、本町が台風の暴風区域内に入った場合等は原則として活動はさせない。ただし、風雨が比較的落ち着いた後は管轄区域を巡回し、被害確認活動を行うことはあるとの答弁でありました。

上下水道課です。

今回の補正は、令和元年度の確定に伴う下水道事業特別会計繰出金との説明を受けております。

健康保険課です。

補正の主なものは、新型コロナウイルス感染症対策費。これは、介護予防事業等の活動を自粛している高齢者に対し、体成分分析器を用いたフレイル測定を行い、その結果に応じて保健師や栄養管理士の専門職が保健指導を行うとの説明。

次に、救急医療施設等の運営費。これは、令和元年度の西都児湯医療センター夜間急病センター運営費確定に伴う増額であります。そのほか、介護認定審査会特別会計、負担金補助の説明を受け、質疑に入っております。

委員より、スマートウエルネスコミュニティの協議会に関する質疑に、この協議会に加入し全国の健康都市づくりの情報交換を行いたいとの答弁。

委員より、インフルエンザ予防接種は時期を分けて行うのかとの質疑に、高齢者を先にを行い、その後、子どもや一般の方に接種を受けてもらうとの答弁。

そのほか委員より、ポータブル体成分分析器の具体的な説明を求められたことから、そ

のパンフレットを基に説明を受けております。

建設管理課です。

補正の主なものは、土木費の重機借上料。これは、永谷土場集積場にある樹木整理用のための借上げです。次に、水谷原坂平付・山伏山線の町道ののり面が崩落したための災害復旧費の補正。そのほか、空き家に関する事業、重機修繕費、小丸団地合併浄化槽修繕の補正などの詳細説明を受け、質疑に入っております。

委員より、樹木等伐採・撤去作業で草刈りは行わないのかとの質疑に、樹木等伐採・撤去は業者が行うが、草刈りに関しては状況を見て職員で行うとの答弁。

次に、委員より、町道沿いの樹木は個人所有地にある樹木を伐採するのかとの質疑に、町道内に出ている部分のみを伐採する。なお、民地にある樹木は事前に所有者に連絡するとの答弁でありました。

福祉課です。

補正の主なものは、新型コロナウイルス感染症対策費で、老人福祉館大会議室空調・換気設備工事設計。これは、感染症対策を踏まえ新しい生活様式に対応した空調・換気設備に更新するための補正です。

次に、感染拡大防止相談支援体制強化事業として、利用者支援のためのタブレット1台を購入するための補正。そのほか、わかば保育園大規模改修工事实施設計委託、フェンス改修、調理室ガス給湯器取替工事等の詳細説明を受け、質疑に入っております。

委員より、タブレットは1台ではなくもっと増やすべきではとの質疑に、タブレットが多くなればタイムロスがなくなり利便性がよくなると考えるが、システムの運用上1台で足りるとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、特別委員会に付託された議案について御報告いたします。

○議長（青木 善明） 以上で委員長報告を終わります。質疑については、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので、省略いたします。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を用意します。13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番、日高正則。議案第78号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）の賛成の立場で討論します。

まず、歳入面では、国庫支出金1億3,515万6,000円、県支出金1,076万1,000円、寄附金19万8,000円、繰入金1億4,933万3,000円、諸収入483万円、町債770万円の合計3億797万8,000円であります。

歳出面では、総務費4,600万7,000円で、主なものは、高鍋町駅舎改修基本設計業務委託・改修実施設計業務委託2,000万円、高鍋町地域IoT事業推進補助金

800万円など計上されております。高鍋町のイメージアップが図られると思います。

次に、民生費として4,236万4,000円で、主なものは、保育所等感染拡大防止対策支援事業補助金401万3,000円及び赤ちゃんすくすく応援特別給付金1,700万円、わかば保育園改修実施設計業務委託1,056万円が計上されており、将来に対する投資としてよいと思います。

次に、商工費として、主なものとして、新型コロナウイルス感染症対策費3,006万6,000円で、新型コロナウイルス感染で売上げが減少した事業者に対して支援金が計上されております。私も事業者の方から迅速な支援に対する感謝の言葉をお聞きしています。

次に、土木費として1,324万5,000円で、主なものは、道路維持費308万円、道路新設改良費として土地購入費400万円、工事請負費430万円計上されております。道路維持管理には必要な予算であると思います。

農林水産業費として1,302万7,000円計上されて、主なものとして、契約取引に向けた茶産地への転換に向けて、JA児湯ティーファクトリーでの大手飲料メーカー仕様に対応した生産加工体制への転換を目指し、ドリンク用多収・加工技術の実証等に107万1,000円、農地費として大型水路に堆積している土砂の撤去、老瀬地区圃場整備事業、農業用施設災害対策に251万円、農政企画費として企業の農業参入を通じた魅力ある雇用の場の創出を図ることを目的に、新規常用雇用した場合と地球温暖化防止、生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む者に133万4,000円予算されております。今後、希望を持って営農に取り組むことができると思います。

次に、教育費として1億3,582万2,000円で、主なものは、校内通信ネットワーク整備委託1,132万4,000円、備品購入費パソコン3,874万8,000円、勤労者体育センタートイレ改修工事562万5,000円、小丸河畔運動公園トイレ建設工事3,048万3,000円、給食センター空調機器設置工事3,800万円計上され、教育の質の向上及び施設環境整備、衛生管理の向上が図られると思います。

次に、災害復旧費として2,085万円で、主なものは、道路河川災害復旧工事1,950万円計上されております。国、県の補助金を活用し、高鍋町が前に進む予算編成になっていると思いますので、賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。議案第78号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）について、賛成の立場で討論を行います。

この案件には、駅舎の改修の設計などがありますが、築年数も古く、これをどうやって町民が活用できる資産とするのか、大変気になるころではあります。また、高齢化している現実があり、駅舎を改築してもどのような利用法があるかも疑問であります。地域の人々も利用でき、JRの利用者からも喜ばれる駅舎となればいいのではないかと考えております。できれば、住民要望の一番であるエレベーター設置に関しては、引き続きの要望

をしていただき、お年寄りや障害者も利用しやすい駅舎となることを希望したいと思います。

また、赤ちゃんすくすく応援給付金では、来年4月1日までに生まれてくる子どもさんへの給付金事業です。大変喜ばれると思います。高鍋には中学卒業まで医療費の無償化もあり、子育てしやすい環境であるとの思いを強くしていただき、移住者が増えることを期待して賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから議案第78号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第78号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第19. 議案第79号

日程第20. 議案第80号

日程第21. 議案第81号

日程第22. 議案第82号

○議長（青木 善明） 日程第19、議案第79号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から、日程第22、議案第82号令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上4件を議題といたします。

本4件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、松岡信博議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（松岡 信博君） 5番、松岡信博。それでは、審査報告をさせていただきます。

令和2年第3回定例会において、最後に総務産業建設常任委員会に付託された案件は、議案第80号令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

委員会は9月10日、11日の2日間、第3会議室において、委員全員が出席し、関係課長及び職員の出席を求め、付託されました議案の説明を受け、審査を行いました。

なお、特徴的な部分だけの報告とし、割愛する部分もありますので、御了承ください。

それでは、御報告いたします。

議案第80号令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を上下水道課より受けました。

歳出の総務費は、人事異動による人件費の49万9,000円の増額。歳入では、令和

元年度の下水道事業の繰越金の決定により、財源である一般会計繰入金に476万2,000円を増額するもの。一般会計繰入金の476万2,000円から歳出の49万9,000円を差し引いた金額426万3,000円を減額調整するものとの説明を受けました。

質疑を求めましたが質疑はなく、まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、議案第80号令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（青木 善明） 以上で、総務産業建設常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○文教厚生常任委員会委員長（中村 末子君） 11番、中村末子。令和2年第3回定例会において、文教厚生常任委員会に付託された案件は、議案第79号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第81号令和2年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について、議案第82号令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての3件です。

審査は、第1会議室において、9月10日、11日の2日間の日程で行われました。

今回の案件は健康保険課のみでのですので、課長ほか担当職員、そして資料を基に文教厚生常任委員会全員、そして事務局2名参加のもとに行いました。

議案第79号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、4月の人事異動に伴い職員給与、手当等の人件費が減額となりましたということ、そして人員に変更はないということでした。

質疑、討論についてはなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号令和2年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について、令和元年度の歳入歳出決算が確定したことにより繰越金が発生したもので、新富町、木城町については負担金を、高鍋町分は繰入金を減額補正したもので、総額に変更はないとの説明でありました。

質疑はなく、討論を求めましたが討論もなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、4月の人事異動に伴い人件費に差額が生じるため減額補正。諸支出金、償還金は令和元年度決算に伴い清算を行い、支払基金及び国県支出金を返還するもの。県負担のうち介護給付費については136万7,000円の交付があるとのことでした。なお、繰越金は全額計上しているとのことでした。

以上、説明は終了し、質疑を求めましたが質疑はなく、討論を求めましたが討論もなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会に付託された案件の全てを終了したいと思います。

○議長（青木 善明） 以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第79号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第81号令和2年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第82号令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第79号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第79号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第79号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第80号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第80号令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号令和2年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第81号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第81号令和2年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第82号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第82号令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

追加1日程第1. 議案第83号

○議長（青木 善明） 追加1日程第1、議案第83号専決処分の承認を求めることについて（専決第26号）〔和解について〕を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第83号（専決第26号）〔和解について〕、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、町営住宅使用料の支払い督促後の訴訟に関して和解をしたことについて、承認を求めるものでございます。

なお、裁判所が指定する口頭弁論の期日において和解内容について決定されることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、やむを得ず専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、本案につきまして、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。それでは、議案第83号専決第26号の和解について、詳細説明をさせていただきます。

本議案は、本議会の初日に提出し承認をいただきました訴えの提起に係る和解となります。9月10日に宮崎地方裁判所で裁判が行われ、同日付で和解となったものでございます。

和解の内容といたしましては、町営住宅使用料等75万1,100円を令和2年9月から令和5年9月まで毎月2万円、最終月の令和5年10月に1万1,000円を分割で支払うこととなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。6番に書いてあります訴訟費用は各自の負担とするとあるんですけども、幾らかかっているのでしょうか。

○議長（青木 善明） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。今回の裁判に関する費用でございますが、それぞれ申立ての金額、あと裁判所からの送達費用、郵便代になりますけれども、の違いにより金額も違ってまいります。

本案件につきましては、一旦支払い督促の申立てをしております、そこから訴訟に移行しております。そちらに係る手数料と合わせて、郵便代、文書送達等の裁判所からの郵便代と合わせまして、約1万円となっているところでございます。

ちなみに、支払い督促から訴訟に係る手数料について申し上げますと、訴額等、訴訟に係るこちらから申し立てる金額につきましては、10万円単位で設定をしております。支払い督促では金額が500円ずつ、訴えの提起、訴訟になりますと1,000円ずつ、それぞれ上がっていく仕組みとなっております。

例えば、訴額、申立て金額が10万円までの場合、支払い督促に係る手数料が500円、異議申立てにより訴訟に移行しますと手数料が1,000円となります。合わせて

1,500円ではなくて、追加分500円を追加するというような形になっております。ですので、これが20万円になりますと、支払い督促の申立ての分が1,000円、訴訟に係る費用が2,000円というふうに倍々で上がっていくというような形になっております。

一般的にこの手数料以外に裁判所からの郵便代等が必要となりまして、支払い督促時に約1,000円、訴訟移行時に約2,000円程度が必要となるということになっております。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第83号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第83号専決処分承認を求めることについて（専決第26号）〔和解について〕は原案のとおり承認されました。

追加1日程第2. 議案第84号

○議長（青木 善明） 追加1日程第2、議案第84号高鍋町総合体育館大規模改修事業（建築改修工事）請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第84号高鍋町総合体育館大規模改修事業（建築改修工事）請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

以上、本案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。議案第84号高鍋町総合体育館大規模改修事業（建築改修工事）請負契約につきまして、詳細説明を申し上げます。

契約の目的でございますが、高鍋町総合体育館大規模改修事業建築改修工事、工事場所は高鍋町大字上江7790番地、高鍋町総合体育館、契約の方法は指名競争入札、契約金

額は3億7,455万円、契約の相手方は高鍋町大字北高鍋4750番地、株式会社増田工務店代表取締役社長増田秀文でございます。

なお、この工事につきましては、令和2年8月25日に指名競争入札を行っております。参考までに指名業者を申し上げますと、株式会社岩切建設、株式会社増田工務店、有限会社松浦工務店、株式会社山口鉄工建設の4社でございました。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 社会教育課長。今回の高鍋町総合体育館大規模改修事業につきましては、改修工事内容が建築、機械設備、電気設備の3種類に分かれており、それぞれに発注することが望ましいと判断したことから、3本の工事としたところでございます。

議案第84号高鍋町総合体育館大規模改修事業（建築改修工事）請負契約について、社会教育課より工事概要の説明を申し上げます。

本工事につきましては、高鍋町総合体育館の既存特定天井の撤去、軽量鉄骨システム天井の設置、アリーナをはじめ全館的にフロアシートの貼替え等を行うものでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。建築の改修の内容については、只今社会教育課長のほうから説明がありましたので、ちょっと省きますけれども。

実は総合体育館が最初に造られたとき、建設されたときに、実は私もうそのとき議員を既にしておりまして、あの後すぐ3か月ぐらいたったかな、のときに台風が来まして、実は屋根がぱんと剥げてしまったことがあるんですね。それで雨漏りをしてしまって、それですごく問題になったことがあるんですね。台風の風が強かったということがあって。

その後に幾つか、年数はちょっと経過していたんですけども、やはり床がちょっとぶよぶよとしてきたとか、いろんなものがあって、非常に工事ミスじゃないとか、いろんなことが言われてきていたんですね。だからちょっとお伺いしたいんですが、瑕疵担保責任についてはどうなっているのか、ちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。瑕疵担保責任についてでございますが、本年4月の改正民法の施行により、瑕疵担保責任は契約適合責任に改正をされたところでございます。改正前の民法におきましては、瑕疵担保責任を追及できる期間につきまして、原則目的物を引き渡したときから1年以内とされておりましたが、改正後におきましては、契約に適合しないことを知ったときから1年以内に通知をすることで担保責任を追及できるようになりました。このことにより、発注者側の負担の軽減が図られたところでござい

ます。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。瑕疵担保責任については確かにそのとおりなんですけれども、実は社会教育課長が分かるのか、工事の概要はこっちなのか、ちょっと私、建設管理課長なのかちょっと分からないんですけれども。

今度、床も貼り直す工事が入っているということなんですけど、実は前にやはりあそこの下支えをしている、あれが、何ていうの、私よく分からないんですけど。あれが倒れて床がぼこぼことなったときに、実は入る場所がなくて非常に困惑したいきさつがあって。痩せた人でちっちゃい人が入って、何本か外れていたのを直したといういきさつがあるんですね。

だからそういうことを考えたときには、やはり瑕疵担保責任ももちろんなんですけれども、やっぱりきちんとした誰かが見れるような状況ちゅうのを、ファイバーを入れてでも見れるような状況というのが、ひよっとしたらできたらありがたいなと思うんですけど、そういう工事の内容はどうなっているのか、そこをちょっとお伺い、専門的なことなので私もよく分からないんですけど、どうなっているんでしょうか。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。誠に申し訳ありません。そこまで実際詳細な部分について、点検口とかという部分になるかと思えますけども、現在のところ今回の工事につきまして、床の部分についてはフロアシートの取替えを設計の中に入っているところで、その部分については入っておりません。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） 6番。この工事に関する落札率と、あと工期がいつからいつまでかというのと、これに関してはコリンズに入っているとは思いますが、その確認だけちょっとさせてください。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。落札率でございますが95.0%でございます。また、工期につきましては完成期日を令和3年10月29日までの工期とさせていただきます。コリンズについては受注者側においてコリンズ登録をされるものというふうに認識をしております。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第84号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第84号高鍋町総合体育館大規模改修事業（建築改修工事）請負契約については原案のとおり可決されました。

追加1日程第3. 議案第85号

○議長（青木 善明） 追加1日程第3、議案第85号高鍋町総合体育館大規模改修事業（機械設備改修工事）請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第85号高鍋町総合体育館大規模改修※工事（機械設備改修工事）請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 暫時休憩いたします。

午後1時55分休憩

.....
午後1時55分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

○町長（黒木 敏之君） 大規模改修事業を大規模改修工事と言ったそうでございます。御訂正をお願いします。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 議案第85号高鍋町総合体育館大規模改修事業（機械設備改修工事）請負契約について、詳細説明を申し上げます。

契約の目的でございますが、高鍋町総合体育館大規模改修事業（機械設備改修工事）、工事場所は、高鍋町大字上江7790番地、高鍋町総合体育館、契約の方法は指名競争入札、契約金額は5,236万円、契約の相手方は、高鍋町大字蚊口浦5622番地1、株式会社琴弾代表取締役堀内昌彦でございます。

なお、この工事につきましては、令和2年8月25日に指名競争入札を行っております。参考までに指名業者を申し上げますと、株式会社宏和工業高鍋支店、株式会社琴弾、株式会社中岡工業、株式会社山口鉄工建設の4社でございました。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 議案第85号高鍋町総合体育館大規模改修事業（機械設備改修工事）請負契約について、社会教育課より工事概要の説明を申し上げます。

本工事につきましては、高鍋町総合体育館の多目的室、医務室等の空調、換気機器の整備、トイレ改修等を行うものでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第85号を起立によって採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第85号高鍋町総合体育館大規模改修事業（機械設備改修工事）請負契約については原案のとおり可決されました。

追加1日程第4. 議案第86号

○議長（青木 善明） 追加1日程第4、議案第86号高鍋町総合体育館大規模改修事業（電気設備改修工事）請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第86号高鍋町総合体育館大規模改修事業（電気設備改修工事）請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 議案第86号高鍋町総合体育館大規模改修事業（電気設備改修工事）請負契約について、詳細説明を申し上げます。

契約の目的でございますが、高鍋町総合体育館大規模改修事業（電気設備改修工事）、工事場所は、高鍋町大字上江7790番地、高鍋町総合体育館、契約の方法は指名競争入札、契約金額は1億1,523万6,000円、契約の相手方は、高鍋町大字上江70番地2、株式会社神田電工代表取締役神田博美でございます。

なお、この工事につきましては、令和2年8月25日に指名競争入札を行っております。参考までに指名業者を申し上げますと、株式会社九電工高鍋営業所、株式会社九南高鍋営業所、株式会社神田電工、有限会社真和電機の4社でございました。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 議案第86号高鍋町総合体育館大規模改修事業（電気設備改修工事）請負契約について、社会教育課より工事概要の説明を申し上げます。

本工事につきましては、高鍋町総合体育館のアリーナを含む館内全ての照明器具をLED照明に切り替えるほか、様々な競技のスコア等の情報表示が可能な表示システムの導入等を行うものでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） これ、確認だけなんですけれども、今、社会教育課長のほうからアリーナの照明を全てLEDに替えていくという説明があったんですが、あと表示システムとかいうのがあったんですが、この頃、災害が多くて避難をする人が多いわけです。そのときに、もし停電という状況になったときにどんな対応になるのかなというの非常に心配されるんです。だから、それはひょっとしたら総務課が考えることなのかもしれませんけれども、非常用電源を含めて、この際、きちんと設置していく必要があったんじゃないかなと思うんですけど、この契約を締結するときに、それまでにはそういうお話があったのかなかったのか。考え方があったのかなかったのか。また、非常用電源についてはどうするのかということをお聞かせ願えればと思います。確認だけです。

○議長（青木 善明） ここで暫時休憩いたします。2時15分から再開いたします。

午後2時02分休憩

.....

午後2時15分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 非常用電源設備灯に関しましては、現在のところは想定はしておりません。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 避難所ということでのお尋ねということで、対応につきましては、今回補正予算でも上げておりますが、全方位型の投光器を消防団のほうに配備する

ようにしておりますので、そういった充電式の投光器等で照明は対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 参考までに、すみません、落札率をお願いします。と、先ほどちょっと聞き忘れていましたんで、85号のほうも、もしよければ落札率をお願いする……は、できないですね。（発言する者あり）はい、あの、86号でいいです、はい。（「もう終わった」「これやろ、86号でしょ」と呼ぶ者あり）86号です、はい。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 落札率でございますが95.0%でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第86号を起立によって採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第86号高鍋町総合体育館大規模改修事業（電気設備改修工事）請負契約については、原案のとおり可決されました。

追加1日程第5. 発議第4号

○議長（青木 善明） 追加1日程第5、発議第4号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） それでは、発議第4号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提出者、高鍋町議会議員日高正則、賛成者、高鍋町議会議員杉尾浩一、黒木博行、松岡信博、春成勇、黒木正建、各議員です。

それでは、読み上げますことで趣旨説明にさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保

を求める意見書。新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなっている。地方自治体は、福祉、医療、教育、子育て、防災、減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。記、1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保、充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講ずるとともに減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。4、※減税の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設、拡充、継続に当たっては、有効性、緊急性等を厳格に判断すること。5、特に固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、※かや、償却資産を含め断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年9月18日、宮崎県高鍋町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣。

以上です。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 今、日高議員より、この意見書を読み上げてもらいましたが、この要望事項の1から5項目については、昨日補足説明資料も頂くなど総務産業建設常任委員会で十分に精査されたことが伺えます。本当に御苦労さまでした。ただ、私、この説明資料もらったんですが、まだ、ちょっとこの文言の中身とかが難しいところがありまして、賛成か反対かするには、もう少し具体的にかみ砕いて、もし教えてもらえればありがたいんですが、もし無理ならこの説明資料で結構なんですが、よろしくお願いします。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 今、質疑がありました件につきましては、総務産業建設常任委員会のお力添えを頂いて作成してございます。それでは、要望1のほうから説明をしていきたいと思っております。

まず1番目のことですが、地方の重要な財源である地方税については適正額を確保でき

※後段に訂正あり

るような制度を維持すること、臨時財政対策債とは、財源不足を補うために発行する地方債で、その償還額は、後年度の地方交付税で措置されることになっているものですが、償還額、いわゆる公債、借金が累積することのないよう発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保することを求めるものです。

それから、2つ目の説明は、まず財源保障機能とは、地方交付税により自治体での税収のアンバランスを調整することです。財源調整機能とは、地方交付税により自治体が標準的に行うべき行政サービスの財源を国が保障することです。要は、地方交付税については、正当額を交付することを求めるというものです。3番目の説明では、減収補填債とは、地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行される地方債です。この文章の意味は、新型コロナウイルスの影響により地方税の税収が大幅に減少することが予想されることから、減収分については、減収補填交付金の交付などの減収補填措置や減収補填債の対象税目についても、現在の対象税目であります法人税割、利子割交付金等ほか地方消費税も含めた拡充など柔軟に対応することを求めるものです。4番目の説明ですが、この文章での政策税制とは、新型コロナウイルス感染症緊急対策における税制上の措置全般のことで、新設、拡充、継続することで、地方税体系財源確保を不安定にする懸念があるため、税源の偏在性、地域によって税収に偏りがないように、かつ安定的な税収が図れる税制の構築に努めること、積極的な合理化を進めるとともに、有効性、緊急性等を厳格に判断し、納得できるものとすることを求めるものです。5つ目の説明は、固定資産税は自治体を支える重要な税収であり、税収の減収につながるような制度の見直しを行わないこと、また、新型コロナウイルス感染症緊急対策特例措置により令和2年4月施行の地方税法等の法律の一部改正であります、中小事業者等の固定資産税の軽減措置が行われましたが、このような措置を長期間継続した場合、自治体に大きな負担が生じることから、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了することを求めるものです。

以上、説明いたします。

○議長（青木 善明） ほかに質問ありませんか。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） ありがとうございます。回転の悪い私も今の説明でよく分かりました。ありがとうございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。（「暫時休憩を」と呼ぶ者あり）暫時休憩いたします。

午後2時26分休憩

午後2時27分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） すみません、4番目の意見書のところで税源と言わなきゃいけま

せんでしたが、税金とか何とか言ったとですね。それから、5番目の「かや」ですね、ここがちょっと言い方が間違っていたそうですので、家屋って言う……すみません、そういうこと訂正いたします。すみませんでした。

○議長（青木 善明） これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第4号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、発議第4号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書は原案のとおり可決されました。

日程第23. 議員派遣の件

○議長（青木 善明） 日程第23、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、高鍋町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定いたしました。

日程第24. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（青木 善明） 日程第24、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第25. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（青木 善明） 日程第25、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第26. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（青木 善明） 日程第26、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

○議長（青木 善明） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これで、令和2年第3回高鍋町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時29分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員